

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前		
第1章 総則	第1章 総則		
(港又は空港に代わり使用される場所の意義)	(港又は空港に代わり使用される場所の意義)		
2 - 12 法第2条第1項第13号にいう「その他これらに代り使用される場所」とは、船舶又は航空機が、港又は空港に代わる場所として停泊、陸地との交通又は貨物の積卸し等のため一時的に使用する場所をいう。また、法には不開港の港域についての規定はないが、 <u>次に掲げる区域については同一の不開港とみなして差し支えない。</u>	2 - 12 法第2条第1項第13号《不開港の定義》にいう「その他これらに代り使用される場所」とは、船舶又は航空機が、港又は空港に代わる場所として停泊、陸地との交通又は貨物の積卸し等のため一時的に使用する場所をいう。また、法には不開港の港域についての規定はないが、 <u>同一開港に隣接した区域、相互に近接した地点に設置されたシーバース等で、社会通念上、同一の不開港とみなすことが妥当である区域は同一の不開港とみなして差し支えない。</u>		
なお、同一不開港とみなす区域を認定した場合は、その旨を他税關及び關係業者に十分徹底するよう措置するものとする。	なお、同一不開港とみなす区域を認定した場合は、その旨を他税關及び關係業者に十分徹底するよう措置するものとする。		
<u>同一開港に隣接した区域、相互に近接した地点に設置されたシーバース等で、社会通念上、同一の不開港とみなすことが妥当である区域</u>	<u>同一開港に隣接した区域、相互に近接した地点に設置されたシーバース等で、社会通念上、同一の不開港とみなすことが妥当である区域</u>		
<u>後記20-1(不開港出入の許可)ただし書の規定により不開港に直接入港する船舶で、バース待ちをする必要があるため目的地の不開港に隣接する区域に停泊する場合において、取締上支障のないと認める場合には、当該目的地である不開港及び当該隣接する区域</u>	<u>後記20-1(不開港出入の許可)ただし書の規定により不開港に直接入港する船舶で、バース待ちをする必要があるため目的地の不開港に隣接する区域に停泊する場合において、取締上支障のないと認める場合には、当該目的地である不開港及び当該隣接する区域</u>		
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付		
第1節 通則	第1節 通則		
(協定税率を適用する国)	(協定税率を適用する国)		
3 - 3 法第3条ただし書きの規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。	3 - 3 法第3条ただし書きの規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。		
我が国の税率適用状況表	我が国の税率適用状況表		
国 (地域) 名	国定税率	協定税率	便益税率
(アジア州) (省略) イエメン <u>アゼルバイジャン</u> アルメニア (省略)		—	
(ヨーロッパ州) (省略)			
(アジア州) (同左) イエメン アルメニア (同左)			
(ヨーロッパ州) (同左)			

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (省略)	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (同左)
(注1) 国名末尾に印の付されている国は、1994年のガット以外の条約の規定(最惠国約款)により協定税率を適用する国を示す。	(注1) 国名末尾に印の付されている国は、1994年のガット以外の条約の規定(最惠国約款)により協定税率を適用する国を示す。
(注2) (省略)	(注2) (同左)
第4章 保税地域	第4章 保税地域
第4節 保税工場	第4節 保税工場
(許可の際に付する条件) 56-14 保税工場の許可をするに際しては、令第50条の2において準用する令第35条第3項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 ~ (省略)	(許可の際に付する条件) 56-14 保税工場の許可をするに際しては、令第51条《保税蔵置場についての規定の準用》において準用する令第35条第3項《許可に際しての条件》の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 ~ (同左)
第6節 総合保税地域	第6節 総合保税地域
(許可の際に付する条件) 62の8 7 総合保税地域の許可をするに際しては、令第51条の15で準用される令第35条第3項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 貨物施設において貨物を管理する者を変更しようとするとき、又は当該施設において行う法第62条の8第1項各号に掲げる行為の種類若しくは当該行為を行おうとする貨物の種類を変更しようとするときは、あらかじめ税関長に届け出る旨の条件 令第51条の9第1項第2号から第5号までの事項に変更があつた場合には、法第62条の15の規定により準用する法第44条第1項の届け出があつた場合又は前記に該当する場合を除き遅滞なく税関長に届け出る旨の条件 及び (省略) 法第62条の8第1項第3号に掲げる行為を行う場合には、「会場において小売販売をする物品は、あらかじめ輸入許可を受けなければならない」旨の条件	(許可の際に付する条件) 62の8 7 総合保税地域の許可をするに際しては、令第51条の15《保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用》で準用される令第35条第3項《許可に際しての条件》の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 貨物施設において貨物を管理する者を変更しようとするとき、又は当該施設において行う法第62条の8第1項各号《総合保税地域においてできる行為》に掲げる行為の種類若しくは当該行為を行おうとする貨物の種類を変更しようとするときは、あらかじめ税関長の承認を受けるべき旨の条件 令第51条の9第1項第2号から第5号まで《総合保税地域の許可の申請》の事項に変更があつた場合には、法第62条の15《保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用》の規定により準用する法第44条第1項《貨物の収容能力の増減等》の届け出があつた場合又は前記に該当する場合を除き遅滞なく税関長に届け出る旨の条件 及び (同左) 法第62条の8第1項第3号《総合保税地域においてできる行為》に掲げる行為を行う場合には、「会場において小売販売をする物品は、あらかじめ輸入許可を受けなければならない」旨の条件

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(注) 会場において展示する物品につき購入の申込みがあつた場合、その予約だけを行うことは差し支えないものとするが、その場合、一定期間分をとりまとめて輸入の許可を受けさせた後購入者に引き渡すようとする。	(注) 会場において展示する物品につき購入の申込みがあつた場合、その予約だけを行うことは差し支えないものとするが、その場合、一定期間分をとりまとめて輸入の許可を受けさせた後購入者に引き渡すようとする。
第6章 通関	第6章 通関
第2節 特殊輸出通關	第2節 特殊輸出通關
(輸出郵便物の通關手續) 76-2-1 輸出又は積戻しされる郵便物の通關手續については、次による。 ～ (省略) 放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款第101条《放射性物質》の規定により税關の検査を受けなければならないことになっているので、上記による事前検査を受けさせることとする。 なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。 イ (省略) □ 放射性物質を包有する郵便物の確認は、通常郵便に関する施行規則第131条《放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示》第2項の規定により、差出人が貼付した「Radioactive Material, Excepted Package」(放射性物質)の記載の確認により行う。 (省略)	(輸出郵便物の通關手續) 76-2-1 輸出又は積戻しされる郵便物の通關手續については、次による。 ～ (同左) 放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款第101条《放射性物質》の規定により税關の検査を受けなければならないことになっているので、上記による事前検査を受けさせることとする。 なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。 イ (同左) □ 放射性物質を包有する郵便物の確認は、万国郵便条約の施行規則(平成7年郵政省告示第643号)第2402条《放射性物質の郵便物の引受条件及び表示》第2項の規定により、差出人が貼付した「Matières Radioactives. Quantités admises au transport par la poste. (放射性物質。郵送許容量)」の記載の確認により行う。 (同左)
第4節 特殊輸入通關	第4節 特殊輸入通關
(放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い) 76-4-9 放射性物質を包有する輸入郵便物について、郵便事業株式会社から法第76条第3項の規定による提示を受けた場合は、直ちに名あて人に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類(許可使用者((放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第3条第1項)にあっては、同法第9条《許可証》に規定する許可証又はその写し、届出使用者(同法第3条の2第1項)又は販売業者(同法第4条第1項)にあっては、文部科学大臣に届け出たことを証する書類)郵便物の外装容器に記載された「Radioactive Material, Excepted Package」	(放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い) 76-4-9 放射性物質を包有する輸入郵便物について、郵便事業株式会社から法第76条第3項の規定による提示を受けた場合は、直ちに名あて人に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類(許可使用者((放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第3条第1項)にあっては、同法第9条《許可証》に規定する許可証又はその写し、届出使用者(同法第3条の2第1項)又は販売業者(同法第4条第1項)にあっては、文部科学大臣に届け出たことを証する書類)郵便物の外装容器に記載された「Matières radioactives. Quantités admis

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(放射性物質)の表示(通常郵便に関する施行規則第 131 条《放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示》第 2 項)等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内密検査は省略して差し支えない。</p>	<p><u>ises au transport par la poste.</u> (放射性物質。郵送許容量)」の表示(万国郵便条約の施行規則(平成 7 年郵政省告示第 643 号)第 2402 条第 2 項)等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内密検査は省略して差し支えない。</p>